九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

久留米藩「浪人」制度と「国恩」の論理(下)

吉田, 昌彦
九州大学比較社会文化研究院

https://doi.org/10.15017/8662

出版情報：比較社会文化. 10, pp.69-73, 2004-03-01. 九州大学大学院比較社会文化学府
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

『比較社会文化』第10巻（2004）69～73頁
Bulletin of the Graduate School of Social and Cultural Studies, Kyushu University
vol.10（2004）, pp.69～73

久留米藩「浪人」制度と「国恩」の論理（下）

吉田昌彦

六、幕末における「浪人」と「国恩」の論理

幕末になると、内憂外患の深化拡大への対応が久留米藩政において大きな比重を占めてきている。

すなわち、久留米藩においては、弘化元（一八四四）年七月のオランダ軍艦の長崎来航を契機に、その年の六月に藩主になったばかりの有馬頼永は、「対外情勢の急変に応じて今後、大規模な軍事的・財政的措置（「如何様」）が必要となるかもしれない」として、「陣中の心得」による大倹約を令するとともに「士風武備」を「国家の要務」として「気節」の引き締めを命じている。次いで八月には「御勝手向御改革」の要項が発せられている。その内容は、借財返済の五カ年据え置きや領内調達の否定、服装などに関する厳しい規制などであり、村々（「在」）や町にあてた日常生活に関する規制は同年十月十五日に令されている。また、西洋式銃砲の導入を企図していたと考えられるが、頼永死後、一旦頓挫してしている。

そして、これ以降、鹿児島藩など西南雄藩が行った大規模な藩政改革、殖産興業、軍事力整備とは規模の上ではまともには比較できないが、それなりに久留米藩でも幕末の富国強兵政策は進行しており、八・一八クーデターがあった文久三年ごろから大砲、小銃、弾薬の製造に乗りだし、元治元年に西洋式の軍艦の購入、銃砲生産に着手、慶応二年には大砲やエンビール銃などを輸入するとともにイギリス式の軍制を導入し銃兵主体の編成に改編している。(1)

このようななかで内憂外患の深化に対応し得る軍役負担能力の確実な維持を藩は「浪人」に要求している。その要求本格化の始まりは、桜田門外の変後の万延元年十一月の一連の動きである。

すなわち、同月十五日、藩は、「浪人」個人々々の軍事能力などについて次のような「書出」による調査を「浪人」の組合に命じている。(2)

その調査細目は左の通りである。

イ　「浪人」と、その嫡男、次男、三男、及び弟で40歳以下のものが、それぞれ、どのような文武の心得があるか。

ロ　「浪人」と、その嫡男、次男、三男、及び弟で40歳以下15歳以上で稽古をしないのは誰であるか。

ハ　「浪人」家の家借のものもイ・ロについて「書出」をすること。

ニ　「浪人」と、その嫡男、次男、三男、及び弟で40歳以下のもので医業を営んでいるものでも「武芸」稽古をしているものの名前。

ホ　「浪人」と、その嫡男、次男、三男、及び弟で40歳以下のもので医業を営んでいるものは学問をするのが当然であるので「書出」の必要がないこと。

このように、藩は、「浪人」個人個人の文武にわたる能力や意欲を調査把握しようとしているとともに、同月二十日、浪人奉行をして、次のような点を主な内容とする令達を「浪人」に達している。(3)

① 「浪人」は軍役を勤めなければならない「身柄」であることは「一統承知」のことであるが、「不勝手」の「面々」は「渡世」ができなかったり「身分之分限」を忘れて「渡世」のみに精力を集中している者もいる。

② 大禄でも極貧のものもおり無禄でも内福なものもおり総じて貧富は天命のなすところで是非もないものであるが、我が身の惰弱により困窮に陥った面々は天命とは言い難いものである。また、文武の心がけは貧富にかかわらず志があるかないかによるものである。

③ 『（「浪人」という）身分之分限』を忘れて「渡世」のみに精力を集中している者は、「無禄之事を申立ニいたし我格式結構被仰付置候御国恩は令忘却文武之励無之面々」もあるやに聞いており、これらのものは「浪人之威儀を失ひ貧者之武道を令忘却候も同然」である。

④ 現在、世情不穏であり万一異変に及び、その際、軍役を果たせないのでは浪人奉行の役目を果たせないことを意味しており、「浪人」一統は心を用い「実意之御軍役相勤候覚悟」を持つべきである。

⑤ 「浪人」中に対し、大砲隊稽古を内々命じ、事によっては藩の正規部隊（「備」）に差し加えるかもしれない。

⑥ 不心得者については、貧窮のため、「浪人」身分を返上した享保十二年の本庄九市郎などに関連した書付を示すとともに「浪人」のうちより「文武引立方」を複数任命するので、彼らの監督下で文武稽古に励むべきこと。

以上、長々、紹介したが、久留米藩が、藩による公儀支

配を通じた「国恩」給付の見返りとして軍役を本格的に「浪人」に課し、場合によっては彼らを藩の備え（正規部隊）に編成しようとしていたことがわかる。

③に見られるような富裕な「浪人」に如何に身分的自覚を持たせ軍役に耐えられる能力を養成・維持していくのは、「浪人」制度を、藩の軍制上、藩士、特に中士層の補完兵力のプールの場として見なしていた久留米藩当局にとっては緊要のことであったのである。この頃、財政難打開策として久留米藩が身分・格式の大バーゲンセールを行い、「浪人」における「にわか献金郷士」の比率が増大しているという当時の状況を考えると[4]この問題の緊要度はかなり高かったものと判断されよう。そして、窮乏化している「浪人」を軍役負担を可能にするための「志」のあり方の是正をも含めて、意識喚起、文武能力・鍛錬のチェック、さらには、それらを日常的に監督推進する「文武引立方」の設置が企図されたものといえよう。

かゝる動きを正当化し内面化する主要なイデオロギー装置として、藩主との間における封建的主従関係（私的関係が公的関係をも兼備するようになったもの）ではなく、藩による公的支配に立脚した被治者動員のイデオロギーである「国恩」の論理が藩によって強調されたのである。

七、軍役出夫、「調達銀」と「国恩」の論理

前節において、富裕な郷士で利殖ばかりに走り文武など「浪人」としての嗜みを忘れ軍役を果たそうという心構えがない連中が、自分たちは家中士と異なり経済的恩恵（「無禄」）であることを楯にして自分たちを正当化する論理を打破するために「国恩」の論理が藩によって用いられていることを指摘した。その際における「国恩」の具体的内容は、中士並みの家格である「浪人」という身分的特権の付与である。

しかし、注意しなければならないのは、藩により身分や経済的給付など具体的な社会的資源を与えられていない被治者に対しても、藩への奉仕を求めるとき、「国恩」の論理が一般的に用いられている点である。

その第一の例は、藩に対して貸し金を行った藩内富裕層に対するものである。

すなわち、弘化二年十一月二日、藩は「会計ノ主法」を令し、藩に金などを貸している領内の富裕層に対し財政を立て直しのために借金返済の据え置きを承知するように命じている。そのなかで「兼て御国恩を相弁調達銀無滞相納御用途不相欠段被思召候」と藩は述べ、藩内富裕層による藩への貸し金（「調達銀」）が、彼らがこれまで受けてきた「国恩」の見返りであるとの見解を示している。[5]

第二の例は軍役出夫を課せられた一般農民に対するものである。

すなわち、軍役出夫とは、京都大坂や豊前大里などの警備に動員される藩兵に必要な武器弾薬装備の運送、軍製方入用馬一一五頭の世話掛に当たったり、藩士の従卒としての役務に服するもので、総計1059名が予定されていた。徴発対象は、18才から50才の健康、人物ともに良好な農民で各村の人口と春免高を基礎としてそれぞれの負担高が決定されてた。

この軍役出夫役に関連して久留米藩は「御国の安危」にかかわる時は「国恩」に報じるべく夫役を果たすように強調し、それを受けて大庄屋も「外夷打ち掛かり」の今日、それを何十年かけても克服せざるを得ず、「百姓中も三百年の御国恩に浴し候事故、男と生れ候はば猶更の事、婦人女子に至り男子に相勤め、御国の御恩を酬い候為出夫致し、一命を抛ち精の限り相働くべきは当然の事」で、その費用が整いがたい場合は親類縁者が援助し、それでもだめな場合は伺い出るようにと命じている。[6]

以上、二つの例のうち、最初の例は、藩に金を貸すぐらいなので何らかの特権、格式、扶持米などを付与されているものも少なからず存在する可能性があるが、二番目の軍役出夫役の事例は、説明したように全く一般的な被治者（百姓）に対するものである。

そこで語られている「国恩」とは、「百姓中も三百年の御国恩に浴し候事」という文辞で明らかなように儒教的な徳治であり、「国恩」の論理が、何ら特定の社会的資源の給付を伴わない一般的な為政（公的な国家統治）に対して「国内」の被治者の自発的に報恩することを喚起するイデオロギー装置として機能していたことを確認できるのである。

八、「国家」と「国」

前節で、「国恩」の論理が、藩主と封建的主従関係にない被治者の公的統治に対する自発的報恩を喚起するイデオロギー装置であることについて述べた。

因みに「国恩」とは、「国」と「恩」という言葉の合成語であるが、その「国」とは何であったのであろうか。

弘化二年十月十五日の久留米藩主有馬頼永は、大倹約を令する際、次のような親筆の書を下している。[7]

① 我等不肖之身を以国家を受継候上は心力之限相尽、政事正敷領内士民之風俗を相改国家安泰に至り候様にと偏に存入候。

② （中略）公辺勤向武備手当並家中渡方之儀ハ格別、其外ハ万端可成丈け可令省略候。国家万民之為と存候へハ我等一身之艱難ハ少も厭候に付、於役々我等所存を相受、是迄之仕来に不拘精力十分を尽し可取計候。家中並在町之儀ハ従来奢侈の風俗にて令困究候より其末、遂に

ハ不筋心得違乃儀に陥候類も有之、誠に歎ヶ敷事に候。

③　（中略）全体、領内士民ハ我等一体乃儀に有之、上下同心に無之てハ国中安泰ハ難出来事と存候。

④　我等乍不及精力相尽、勝手方取直追々政事筋行届候様相励候に付、一統も能々心を用銘々勝手向取直、家中ハ士分乃本意相守武備乃手当も相整、在町ハ夫々産業出精孰れも手厚風俗に相成候様心掛、上下安泰を可相待候。此旨屹度申付候也。

また、翌十一月二日に令された「会計ノ主法」には次のような部分がある。

⑤　御勝手方連年御差支に至莫大之御不足高に相成、其上昨年来重き御吉凶其外無御余儀御物入相重り御繰合難相立、此儘にては彌御行詰り御公務を始御家中御扶助並御領内御取扱も不被行届様可成行ハ必定に有之、左候てハ御内外難被相済儀と御家督以来不一通被遊御心痛候。

⑥　万一昨年之通長崎表へ異船渡来、其末異儀にも及候節自然御手当等必至と不被行届、御国役被相欠候ては被対公辺決て不被相済、実に御家の御大事に可及儀と猶更被遊御苦心是非共勝手方御立直、右体の御備相応致出来候様との御趣意にて江戸表ハ昨年御大倹被仰出、当表之儀ハ今度非常乃御厳略被仰出

③の「国中安泰」という用例に直截に見られるように、「国」という言葉は、基本に「領域」概念であったといえよう。

しかし､「国」という言葉が単なる領域概念とするのでは、「国恩」という言葉の意味合いを明らかにするには不十分であろう。すでに述べたように「国恩」の論理は、藩の公的支配に対し自発的報恩を喚起する論理であった。このため、「国」には「公的支配を行う主体」という性格を包含しているものと考えられよう。そして、「国」のかかる側面を表している言葉として「国家」という言葉が挙げられよう。

「国家」が、藩を表していることは広く知られているところであるが、引用した史料により、今少し詳しく「国家」について検討してみよう。

①において「領内士民」に「正敷」「政事」を行うことにより「国家」が「安泰」に至るとしていることに示されているように国家は､「領内」という領域を持ち､その住民(「領内士民」)に正しい施政を行うべき統治体として位置づけられ、また、②において「国家万民」と並記しているように「国家」は、「万民」とは基本的に別個の存在として考えられている。

さらには、①の「我等不肖之身を以国家を受継候上は」という部分に示されるように「国家」は有馬家当主（藩主）の所有に帰するものであったのである。

以上のことから、「国家」とは、有馬家当主の封建的領有を基本的枠組みにしながら統治対象としての領域と「万民」を持つ統治機関であったのである。換言すれば、船主・船長（藩主）に率いられ船員（藩士）によって運行され船体（藩領域）を持ち、その船体に乗客（万民）を乗せた船みたいなものが「国家」であったのである。

④・⑤の下線部に見られるように、このような「国家」という統治機関を継受した藩主が「万民」に対し「善政」を施し、これに応える形で各身分に応じた責務＝「名分」を「万民」が果たすべきであるとしているのである。そして、この藩主の善政は、彼がその頂点にある統治機関＝「国家」の善政として意識され、「国家」による被治者への恩恵、ひいては「国恩」として表現されたものといえよう。

ところで、「国家」の恩を「国恩」というように「家」を省略するかたちの表現法は、⑥の「国家」への役を「御国役」と簡略している事例にも見られるところである（⑥の「御国役」は、外国船警備に関して幕府より久留米藩＝「国家」が負っている軍役のことであり、国郡制を基礎原理とする「国役銀」などの「国役」ではない)。

注意すべきは、かかる領域概念としての「国」が藩＝「国家」の領域を示すだけではなく、周知のように「筑後国」といった国郡の「国」、そして、より大きく統一的な「日本国」の「国」といった、二つの異なるレベルの「領域を示す言葉」として用いられている点である。

それら二つの異なるレベルの領域を示す「国」は、慶応四年九月の樋口熊吉の吉田若狭らに宛てた誓詞[8]に見られるような「右之条々於違背仕者日本国中大小神祇殊当国鎮守高良大神之神罰可罷蒙者也」という文辞に典型的に示されているが､、当時は、藩域が「国」域と全く重なっている場合を除いて国郡の「国」は固有の統治機関を有しておらず、基本的には単なる地域単位ともいうべきであろう。他方、「日本国」の方は、藩＝「国家」同様、固有の「統治機関」を有しており、「国恩」の論理も成立している。

すなわち、後期水戸学の大成者会沢正志斎が天保十三年に記した「退食間話」に次のような部分がある。[9]

今、此海内に生れて、臣民の数に備らんもの、誰か、天子よりして大将軍と邦君との恩沢を蒙らざるものあらんや。されば、人、各五倫の道を尽して、国恩の万一をも報ひ奉るべしと志さん事、誰か須臾くも離れ得べきや。記文に、「神聖の斯道に由られし」と載給へるは、かかる意味にも侍らんやと存じ奉る也

この引用文波線部の「国恩」が、これまで述べてきた藩＝「国家」による「恩」でないことは、破線部に、「此海内に生れて、臣民の数に備らんもの､」（この国〔日本〕に生を享けて〔天皇の〕臣民となったもの）が天子（天皇)、将軍、藩主といった､天皇を頂点とする日本の統治機関体系の「恩沢」を「蒙」っているものであると定義していることで明らかである。すなわち、ここでいう「国恩」とは、天皇を頂

点とする「日本国」の統治機関（天皇－将軍－大名）による公的支配による恩恵であったのである。このような「国恩」は、藩主を頂点とする藩＝「国家」の徳治における「国恩」と相似形をなしているかのように見えるが、その内容において異なっている部分がある。

それは、藩の公的支配に関する「国恩」が、藩主と主従関係を持たない士庶民などに対して適用されていたのに対し、「日本国」の統治による「国恩」が、直線部の「神聖の斯道に由」って天皇の「臣民」とされている者によって報じられべきとされている点である。

因みに、「神聖の斯道」とは、「万世一系」の天皇による日本統治を定めた天照大神の「神勅」であり、この神勅により天皇を君主、日本に住む人間を臣下にすることが定まり、日本において「君臣の義」が始まったとされているものであり、「日本国」は、皇祖神によって、「歴代天皇によって支配され、その恩恵を天皇の臣民が受ける」という固有の性格を付与されているのである。

すなわち、久留米藩における「国恩」の論理は、藩主の「国家」の徳治に対する自発的報恩を、藩主と主従関係にない被治者に求める論理であったのであるが、後期水戸学における「国恩」の論理は、「国」を「藩国家」から「日本国」（統一国家）にスケールアップすると同時に天皇を唯一の君主とし「万民」をその臣下とする「一君万民論」を導入したものであったのである。前者が、領域に根ざした統治機構の徳治に対する被治者の自発的報恩を喚起するという公的支配における単純な図式であったのに対し、後者は、前者の報恩誘発の図式に「臣民」の君主への奉仕という君主制原理の要素を附加したものといえよう。

そして、「人、各五倫の道を尽して、国恩の万一をも報ひ奉るべしと志さん事、誰か須臾くも離れ得べきや」という文辞が示すように、「日本国」における「国恩」の論理も、「藩国家」の「国恩」の論理と同様、被治者の自発的報恩を喚起するイデオロギー装置であったことが確認できるのである。

このような「日本国」における「国恩」の論理は、「日本国」、「一君万民論」という君臣関係に立脚した公的支配おける支配の論理という性格を有しているといえ、かかる性格は、天皇を君主とし日本人全てを臣民とする「一君万民論」を基礎とした維新後の「日本国」の在り方と整合しているものと考えられよう。

九、結びにかえて

これまでの検討において、久留米藩の郷士制度である「浪人」制度について分析し、彼らが、藩主に対し封建的主従関係を持たないにもかかわらず中士並みの軍役を負っていたこと、この軍役負担能力を経済的・軍事的に満たしうる経済力と家筋とマンパワーを持つ牢人のみに選択的に「浪人格」を付与して「浪人」にするのが久留米藩の「浪人」制度の本来的姿であったこと、かかる久留米藩の「浪人」は、高知藩の長曽我部百人郷士などの旧属郷士、米沢藩や鹿児島藩などの在郷藩士、富裕農民・町人に献金の見返りに郷士身分を与える献金郷士といった、既に知られている郷士の３類型と異なったものであったことを指摘した。

このような久留米藩の「浪人」制度において特徴的なのは、一部の例外を除いて藩よりの郷士に対する土地などの経済的給付が名目上のものでさえ行われておらず、「浪人格」という身分的恩恵の付与に止まっており、主君よりの土地などの給付の見返りとして臣下が軍役を奉仕するという封建的主従関係が成立していない点である。このため、「浪人」に対する中士並みの軍役賦課は封建的主従制原理に則した御恩・奉公の一環ではなく、百姓身分のものが農耕に励み年貢などを藩に納入することを当然の務めとされていることと同様、藩の公的支配のもとで身分身分に課せられた名分の一つとして理解されるべきものであろう。その際、藩、ひいては藩主の「浪人」に対する収奪論理のもとに置くのではなく、藩の公的支配のもとにおける互恵の論理（「藩国家」ひいてはその所有者である「藩主」よりの「恩恵」＝「国恩」に対する自発的報恩）として合理化されていたのである。

このような性格を持つ「国恩」の論理は、「徳治」によって齎された「国恩」への自発的報恩として軍役出夫負担への出精を求めるなど、一般的な被治者に対しても適用されており、封建的主従関係の埒外にある封建国家の公的支配のイデオロギー装置の一つであろう。

そして、当時、「国」について、「日本国」、「国郡制の国」、藩国家の「国」といった異なる「国」概念が存在していたため、この「国恩」の論理は、「日本国」「皇国」の「恩」という意味でも使用されている。その際、「国恩」を施しているのは、「万世一系」の天皇を頂点とし将軍－大名という体系の統治者であり究極的には天皇であるが、天皇自体は、「一君万民論」「王土王民論」といった封建的主従制原理とは無関係な君主制原理を基本とし「王民」「臣民」に対し「徳治」＝公的支配を行っているという設定であった。このため、天皇の日本統治に対する「王民」「臣民」の自発的「報恩」を喚起するイデオロギー装置として「国恩」の論理は適合的であり有効であったと考えられたものと判断される。

この「国恩」の論理が、本来、「藩国」、ひいてはその頂点である藩主が「藩民」に「施恩」し、それに対し「藩民」が自発的に「報恩」すべきという前近代の論理であり「領邦国家」的産物であったにもかかわらず、維新変革や近代

天皇制国家においても機能していたと考えられるが、その理由は、以下のとおりであろう。

① 同論理における「国」が、領域概念を基本としつつ統治者－被治者の関係を織り込んだ共同体として意識されており「一君万民論」「王土王臣論」に立脚する近代天皇制国家と整合的であったこと。

② 「君主制」的要素を含みつつも、基本的には封建的主従関係のような公私の混交を排した公的支配の論理であり、領域、国民、権力機構を基本要素とする今日の「国家」概念と近似していたこと。

③ 「日本国」「国家」「国」、あるいは天皇など、より高次の価値を持つ「抽象的対象」に被治者＝「臣民」「王民」「国民」が自発的に「報恩」すべしという論理構造を有しており、これら「抽象的対象」への自発的「報恩」行為として、時の為政者や体制への批判・打倒を正当化し得たこと。

④ 「日本国」「国家」「国」、あるいは「万世一系」の天皇などの枠組みは、日本における国民国家形成やナショナリズムのそれと密接に関連していること。

以上の点は、日本の近代国家形成に際し、公的支配の日本的部分における祖型が前近代の幕藩制支配において成立していたのではないかと思わしめるが、小論においては、その可能性と理由の要点を指摘したにすぎない。このため、互酬関係を基礎とする公的支配の枠組みが日本における国民国家形成においてどのように機能していったかについては後考を期したいと思う。

註

①『久留米市史』第二巻第四章第三節、『藩法集』4336。
②小郡市史編纂室所蔵美山文庫
③同前
④「浪人」における「にわか献金郷士」の比率増大については久留米郷土史研究会編集部「明治二巳年五月（久留米藩）郷士由緒書」（『久留米郷土史研究会誌』15号）を参照のこと。
⑤『久留米小史』巻之十
⑥『久留米市史』第二巻、第四章第三節。
⑦『久留米小史』巻之十
⑧ 慶応四年八・九月「吉田若狭ら宛樋口熊吉「往来手形下渡願書」（樋口順次、樋口謙太『増減帖諸御用書諸書附』、小郡市史編纂室所蔵）
⑨ 尾藤正英編『日本思想大系　後期水戸学』（岩波書店）